明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三）　一

〔告　示〕
○平成二十七年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（総務一二八）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件（国土交通一二五二）　六

〔人事異動〕
最高裁判所　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
特定計量器型式承認、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失・指定法の付記、型式部材等製造者の認証、農業会議組織変更（千葉県）関係　五

会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第三号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項並びに持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第二条第二項の規定に基づき、水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令

（水産資源保護法施行規則の一部改正）

第一条　水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項の表を次のように改める。

水産動物	輸入防疫対象疾病
さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症（Ⅳａ型を除く。）
	サケ科魚類のアルファウイルス感染症
	流行性造血器壊死症
	ピシリケッチア症
	レッドマウス病
	旋回病
こい	コイ春ウイルス血症
	コイヘルペスウイルス病
	レッドマウス病
きんぎょその他のふな属魚類	コイ春ウイルス血症
こくれん	レッドマウス病
はくれん	
あおうお	コイ春ウイルス血症
そうぎょ	
ないるていらぴあ	レッドマウス病
まだい	マダイのグルゲア症
くるまえび	イエローヘッド病
	壊死性肝膵炎
	タウラ症候群
	伝染性皮下造血器壊死症
	急性肝膵臓壊死症
	バキュロウイルス・ペナエイ感染症
	エビの潜伏死病
	鰓随伴ウイルス病
しろあしえび	イエローヘッド病
	壊死性肝膵炎
	タウラ症候群